

疾病入院一時金保険 保険の仕組み および 保険料表

手術の有無にかかわらず、入院1回につき一時金をお支払いします。

契約年齢		初回契約の場合		満20歳～89歳まで		更新の場合		満99歳まで	
ライトプラン(5万円):月払い				契約年齢(歳)	ライトプラン(5万円):年払い				
基本保障		介護保障			基本保障		介護保障		
男性	女性	男性	女性		男性	女性	男性	女性	
630	720	-	-	20～24	7,540	8,580	-	-	
600	930	-	-	25～29	7,180	11,120	-	-	
630	1060	-	-	30～34	7,560	12,660	-	-	
670	940	-	-	35～39	8,030	11,260	-	-	
750	810	-	-	40～44	9,000	9,700	-	-	
870	850	-	-	45～49	10,430	10,140	-	-	
1090	930	-	-	50～54	13,050	11,130	-	-	
1360	1080	-	-	55～59	16,250	12,940	-	-	
1720	1250	-	-	60～64	20,560	14,950	-	-	
2,160	1,510	250	240	65～69	25,660	18,030	2,940	2,820	
2,690	1,890	270	260	70～74	31,940	22,500	3,240	3,100	
3,240	2,370	320	330	75～79	38,180	28,090	3,840	3,910	
3,780	2,890	440	490	80～84	43,830	34,100	5,050	5,760	
4,400	3,480	620	820	85～89	49,450	40,280	7,010	9,310	

引受基準緩和型疾病入院一時金保険 保険の仕組み および 保険料表

オリーブの入院一時金保険(引受基準緩和型疾病入院一時金保険)は健康に不安のある方がお申し込みやすい保険です。

契約年齢		初回契約の場合		満20歳～89歳まで		更新の場合		満99歳まで	
ライトプラン(5万円):月払い				契約年齢(歳)	ライトプラン(5万円):年払い				
基本保障		介護保障			基本保障		介護保障		
男性	女性	男性	女性		男性	女性	男性	女性	
1,140	1,450	-	-	20～24	13,670	17,370	-	-	
1,030	1,880	-	-	25～29	12,340	22,500	-	-	
1,050	2,020	-	-	30～34	12,570	24,220	-	-	
1,070	1,670	-	-	35～39	12,840	19,960	-	-	
1,180	1,320	-	-	40～44	14,160	15,820	-	-	
1,330	1,310	-	-	45～49	15,900	15,660	-	-	
1,600	1,360	-	-	50～54	19,100	16,260	-	-	
1,930	1,500	-	-	55～59	23,020	17,920	-	-	
2,360	1,660	-	-	60～64	28,140	19,840	-	-	
2,820	1,910	250	240	65～69	33,470	22,860	2,940	2,820	
3,330	2,280	270	260	70～74	39,400	27,200	3,240	3,100	
3,920	2,800	320	330	75～79	45,900	33,230	3,840	3,910	
4,560	3,420	440	490	80～84	52,370	40,140	5,050	5,760	
5,300	4,110	620	820	85～89	58,480	47,140	7,010	9,310	

90歳以降の保険料は、約款・重要事項説明書をご確認いただくか募集代理店までお問い合わせください。 ご契約は99歳まで更新いただけます。 2023年8月現在(単位:円)
※契約年齢は新規契約日・更新日時点の満年齢をご覧ください。 ●上記表の「-」はお申し込みいただけません。

保障内容

基本保障

- 病気で入院した場合
 - ・ 疾病入院一時金保険
 - ・ 疾病入院一時金保険(緩和型)
- ケガで入院した場合
 - ・ 災害入院一時金特約

ライトプラン

1回の入院につき **5万円**

+ 「介護保障」は **65歳以上の方** のみお申込み可能です。

介護保障

- 要介護2または3の状態となったとき
 - ・ 軽度介護一時金特約
- 要介護4または5の状態となったとき
 - ・ 重度介護一時金特約

ライトプラン

一時金 **5万円**

一時金 **5万円**

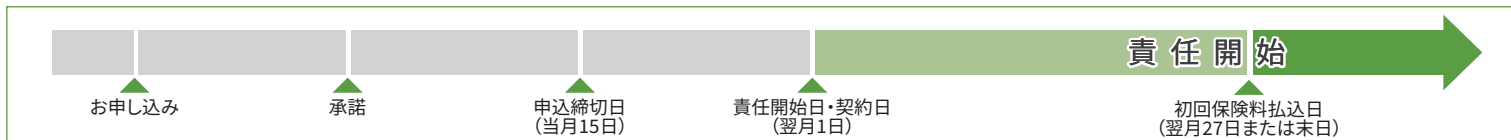
ご契約に関して重要なこと

このパンフレットは、当社保険商品の概要をご説明する資料です。

お申し込みの場合、「重要事項説明書」、「約款」などを必ずご一読のうえ、内容についてご理解くださいますようお願いいたします。

お申し込みの際は、保険契約者および被保険者(保険の対象となる方)ともにご本人が内容を必ずご確認ください。

- **契約年齢** 満20歳から89歳
- **保険期間** 保険期間は1年です(自動更新です)
- **保険料** 保険料は掛け捨てです(更新により5歳毎に保険料が変動します)
- **保険料払込回数** 月払・年払



● 保障の開始について

- ◆ 保険契約のお申し込みの受付を毎月15日(以下、「申込締切日」)に締め切ります。申込締切日までに当社が承諾したことを条件として、申込締切日の属する月の翌月1日から保険契約上の責任を負います。
- ◆ 初年度の保険契約において当社の保険契約上の責任が開始される日を責任開始日といいます。
- ◆ 責任開始日が保険契約の契約日となります。
- ◆ 保険契約期間は、契約日から起算して1年間です。

● 削減期間について(引受基準緩和型疾病入院一時金保険)

- ◆ 引受基準緩和型疾病入院一時金保険には、支払削減期間があり、初年度の責任開始日からその日を含めて6か月以内に支払事由が発生した場合、一時金保険金の支払額は50%に削減されます。

● 保険料・保険金額について

- ◆ 保険料・保険金額は、契約日・更新日における満年齢、性別、払込回数によって決まります。

● 保険料の払込方法などについて

- ◆ 保険料の払込回数は、月払いか年払いを申し込み時に契約者を選択していただきます。払込方法(経路)は、口座振替かクレジットカード払い(JCB/VISA/Master/AMEX/Diners)が選択できます。

● 指定代理請求人について

- ◆ 契約者様は、指定代理請求人を指定することができます。

● 配当金、解約返戻金、クーリングオフなど

- ◆ この保険には、配当金・満期保険金はございません。月払契約の場合、解約返戻金はございません。年払の場合、保険契約の契約日からの経過月数に応じて計算された金額を解約返戻金として保険契約者に支払います。ただし、1か月に満たない経過月の端数はこれを切り上げます。
- ◆ この保険は、保険期間が1年以内の為、クーリングオフの対象ではございません。

● 当社の募集人(募集代理店)について

- ◆ 当社の募集人(募集代理店)には、保険契約締結の代理権・保険料受領権・告知受領権はありません。
- ◆ お申し込みいただいた保険契約をお引受させていただくかどうかの判断は当社が行います。

● 少額短期保険業について(概要)

- ◆ 保険業法等の法令に基づき、生命保険会社・損害保険会社・再保険会社に次いで、4つめの保険会社として平成18年4月以降、少額短期保険会社が設立されるようになりました。
- ◆ 現在約100社が登録されており、ミニ保険などと呼ばれ、新しい保険として評価されている業界です。

● 個人情報・センシティブ(機微)情報の取り扱いについて

- ◆ 個人情報の利用目的について
当社は、取得した個人情報を、お客様の同意を得た場合および法令により認められた場合を除き、次の目的のために利用します。
 - (1) 保険契約の審査、引受、保管理、給付金のお支払い
 - (2) 関連会社・提携会社等を含めた商品・サービスの案内や提供
 - (3) 当社業務についての運営管理・情報提供、商品等の充実
 - (4) その他、保険関連業務
- ◆ センシティブ(機微)情報の取得・利用について
当社は、センシティブ情報を、適切な業務運営を確保する必要性においてのみ本人の同意に基づいて取得し、また利用します。
- ◆ 保険契約申込書、預金口座振替依頼書、クレジットカード支払申込書、告知書などに記載頂いた個人情報については、当社が業務を委託し、守秘義務を負う業務委託先へ、業務上必要な範囲で提供することがあります。

● 少額短期保険業者の制限について

- ◆ 少額短期保険業者には、原則として以下の制限があります。
 - (1) 少額短期保険業者は保険期間が1年以内であって、死亡の場合は、保険金額が300万円以下の保険のみの引受けをおこなうもの
 - (2) 少額短期保険業者は保険期間が1年以内であって、いわゆる第三分野の医療保険の場合は、保険金額が80万円以下の保険のみの引受けをおこなうもの
 - (3) 1人の被保険者について引き受けるすべての保険の保険金額の合計額は、1,000万円以下とすること
 - (4) 1人の保険契約者について引き受ける医療保険の保険金額の合計は、原則8,000万円以下とすること
 - (5) 1人の保険契約者について引き受ける一時金保険の保険金額の合計は、原則3億円以下とすること

※このパンフレットに記載の保険内容および保険料などは2023年10月現在のものです。※このパンフレットに記載の「当社」とは、引受少額短期保険業者のことをさします。

■ 募集代理店

■ 引受少額短期保険業者

関東財務局長(少額短期保険)第36号

オリーブ少額短期保険株式会社

〒160-0022 東京都新宿区新宿5-17-18 H&Iビル